

**薩摩川内市地域成長戦略促進
補助金に関する募集要領**

平成27年4月

薩摩川内市 商工観光部 商工政策課

目 次

I 制度の概要

1 目 的	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2 補助内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3 補助対象施設	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3

II 補助金の応募・審査

1 提出書類	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
2 留意事項等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
3 募集手続	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
4 選定手続	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
5 スケジュール	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
6 問い合わせ先	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5

I 制度の概要

1 目的

本市では、人口減少と高齢化が急速に進み、特に、市周辺部や甌島において急速な過疎化に伴う地域の衰退が進んでいます。

そこで、高い成長性があり、新たな市場創出が見込まれ、将来の雇用を支える高付加価値の地域成長戦略に掲げる分野の企業立地を積極的に推進し、本市における経済の浮揚及び雇用の増大を図るため、地域成長戦略促進補助金を創設しました。

2 補助内容

補助金名	補助内容	補助要件
固定資産税課税免除	新規立地は5年間免除 新增設、移転は3年間免除	①業種 食品関連施設、医療・介護周辺関連施設、次世代エネルギー関連施設、観光施設 ②操業開始時期 ●用地取得費補助を受ける場合 用地取得から5年以内 ●施設設備費補助を受ける場合 施設取得から2年以内 ●賃借費補助を受ける場合 賃借開始から2年以内 ③新規雇用者数 操業1年以内に ○新規10人以上 ○増設 5人以上 ○移転 5人以上 ④公募により選定 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">補助金最大10億円</div>
用地取得費補助(土地)	新設5/10 増設・移転3/10 (造成費・解体費を含みます。) ※市の指定する用地に立地した場合は 新設6/10 増設・移転4/10 限度額(操業1年以内の新規雇用者数) 5~19人……………6,000万円 20~29人……………1億円 30人以上……………2億円	
施設設備費補助(建物・設備)	新設10/100 増設・移転5/100 (水道施設・光回線設備を含みます。) 限度額(操業1年以内の新規雇用者数) 5~19人……………6,000万円 20~29人……………1億円 30人以上……………2億円	
賃借費補助(土地・建物)	新設5/10 増設・移転3/10 限度額(操業1年以内の新規雇用者数) 5~19人……………2,000万円/年 20~29人……………4,000万円/年 30人以上……………6,000万円/年 ※最長3年間	
新規雇用補助	新規雇用者数×50万円 ※次世代エネルギー関連施設は 新規雇用者数×100万円 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 操業開始から1年後において6ヶ月連続雇用され、かつ連続6ヶ月以上の期間市内在住者が対象 </div>	

※市外企業の新設、市内企業の増設、移転を対象

※操業開始後10年以内に事業を休止又は廃止したときは、補助金の全部若しくは一部を返還する必要があります。

※用地についてはお問い合わせください。

3 補助対象施設

(1) 食品関連施設

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業の用に供する設備を有する施設。

(2) 次世代エネルギー関連施設

エネルギー源から電気若しくは熱を得るため、又は燃料を製造するために用いられる機器、装置又は設備であって、電気若しくは熱を得ること又は燃料を製造することを効率的に行うことができるもの、機械類であって、エネルギーの消費量との対比におけるその性能の向上の程度が高いと認められるもの、その使用に際してのエネルギーの消費に係る環境への負荷の程度が低いと認められるもの、上記の製品に使用される主要な部分品として開発され、又は製造されるもの、上記の製品の開発、または製造等を行う施設及び上記機器等を用いた関連サービス業を主業務として行う施設。

(3) 医療・介護周辺関連施設

健康食・介護食・治療食開発、介護予防・介護・健康・医療の各種サービス等を提供するための事業の用に供する施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第40条に規定する介護給付、第52条に規定する予防給付及び第62条に規定する市町村特別給付並びに第115条の45に規定する地域支援事業及び第115条の48に規定する保健福祉事業、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及びそれに類する施設は除きます）

(4) 観光施設

観光事業及びスポーツ・レクリエーション事業の用に供する設備を有する施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の風俗営業及び同条第5項の性風俗関連特殊営業の用に供する設備を有する施設を除きます）

ア 遊園地 船遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、ジャングルジムその他これに類する遊戯施設を数種類組み合わせた施設

イ 動物園 展示資料が500点以上の施設

ウ 植物園 展示資料が500種類以上又は1,000点以上の施設

エ 水族館 展示資料が100種類以上又は1,000点以上の施設

オ 運動施設 野球場、庭球場、バレーボール場、水泳プール、スケート場その他これに類する施設

カ 市長が本市の観光振興に特に必要と認めるもの

II 補助金の応募・審査

1 提出書類

応募申込みについては、次の書類を提出してください。

- (1) 助成対象事業者指定申請書
- (2) 工業生産施設等建設計画書
- (3) 定款・法人登記事項証明書
- (4) 事業報告書（直近2期分の決算書）
- (5) 確定申告書の写し
- (6) その他市長が必要と定める書類（パンフレット、図面等）

2 留意事項等

- (1) 次に該当する場合、応募は無効とします。
 - ア 提出書類に虚偽の記載がある場合
 - イ 提出書類を期間内に提出しなかった場合
 - ウ 提出書類に記名押印がない場合
- (2) 提出書類は次のとおり取り扱います。
 - ア 提出書類は、理由を問わず、返却しません。
 - イ 提出書類は、選定作業に必要な範囲で複製することがあります。
- (3) 提出書類に記載されている個人情報及び企業情報については、選定作業以外には使用しません。

3 募集手続

- (1) 募集要領の配布
 - ア 配布時期 平成27年4月1日（水）から平成27年9月30日（水）まで
 - イ 配布方法 薩摩川内市ホームページからダウンロードしてください。
薩摩川内市ホームページアドレス <http://kigyo-satsumasendai.jp/>
- (2) 募集要領に関する質問の受付
 - ア 受付期間 平成27年4月1日（水）から平成27年9月30日（水）まで
 - イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
 - ウ 提出方法 郵便、電子メール、又はFAXにより提出してください。（様式参照）
 - エ 提出先 〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市 商工観光部 商工政策課 企業誘致グループ
FAX 0996-20-5570
メール kigyo@city.satsumasendai.lg.jp
- (3) 募集要領に関する質問の回答
質問については、随時、ホームページにて回答します。
なお、個人情報に関するものについてはお答えできません。

(4) 提出書類の受付

- ア 提出期限 平成27年9月30日(水)必着
但し、土・日曜日・祝日は除きます。
※提出書類の事前確認を受けて提出してください。
- イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ウ 提出方法 郵送又は持参により提出してください。
- エ 提出先 〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市 商工観光部(市役所4階)
商工政策課 企業誘致グループ
電 話 0996-22-8115 (音声ガイダンス後4352)
FAX 0996-20-5570
- オ 提出書類 ※P4 「1 提出書類」を参照

4 選定手続

(1) 選定の方法

- ア 補助要件を満たす法人について、企業立地審査会において審査のうえ、選定します。
- イ 応募のあった法人に対し、必要に応じてヒアリングを行います。

(2) 選定結果の通知

選定の結果については、全ての応募者に通知します。

5 スケジュール

- 4月～9月 公募期間
- 随時 助成対象事業者書類選考
- 随時 企業立地審査会
- 随時 助成対象事業者指定書送付

6 問い合わせ先

- 〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市 商工観光部(市役所4階)
商工政策課 企業誘致グループ
電 話 0996-22-8115 (音声ガイダンス後4352)
FAX 0996-20-5570
メール kigyo@city.satsumasendai.lg.jp